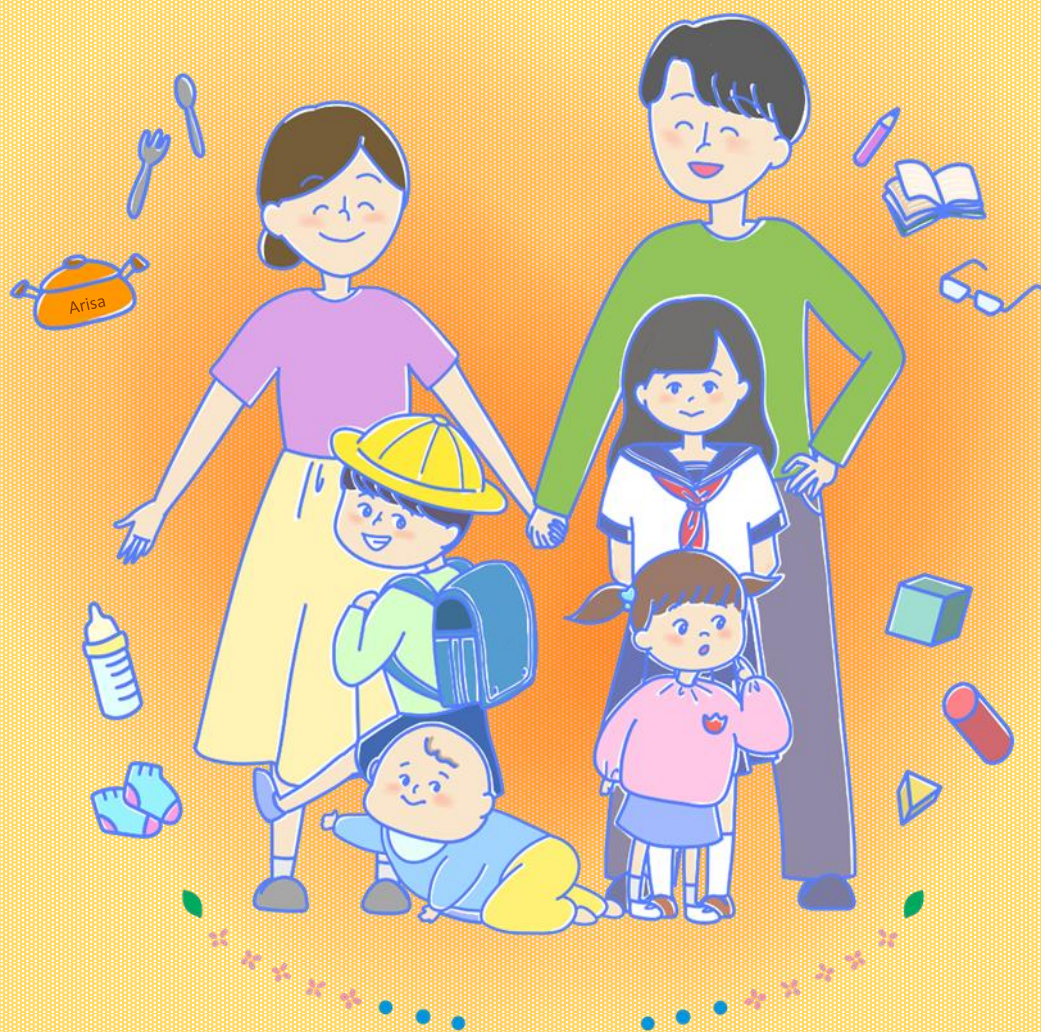


おおひら子育てガイド



大 衡 村

令和7年5月発行



令和7年度 大衡村子育て支援一覧



妊娠・出産

赤ちゃん・未就園

保育園・幼稚園

小学校・中学校

高校・大学・成人

●子育て世代包括支援センター事業 妊娠期から子育て期までの相談・支援

★：村独自事業

●子ども家庭総合支援拠点事業 子育てに関する不安や悩み、家庭内の問題などの相談・支援

★子育て何でも相談 保健師・栄養士による子育てに関する相談

●おおひらにこにこ子育て応援事業 妊娠・子育ての情報を発信しているスマートフォン向け子育て支援アプリ

●妊婦等包括相談支援事業
妊産婦対象の相談・支援

●こんにちは赤ちゃん訪問
保健活動推進員が赤ちゃんのいる家庭を訪問

★幼児ことばの相談
就学前のお子さんの「ことば」に関する相談

●子どもの居場所づくり事業
地区集会所等で、地域の大人と子どもが一緒に集い、遊び、学び、ふれあえる場を提供

●妊婦健康相談
妊娠8か月頃の妊婦対象の相談

★ベビーのゆったりタイム
赤ちゃんと保護者の交流の場

●地域子育て支援拠点事業（おひさまくらぶ）
地域子育て支援センター（おおひら万葉こども園内）での体験活動や子育て相談

●児童館自由開放（子育てふれあい広場） 児童館での交流・体験活動と遊び場の提供

●ファーストブック・セカンドブック事業
0歳児と3歳児に絵本をプレゼント

●ASobo-yo（あそぼーよ）
ききょう平保育園での親子教室と自由開放



●不妊検査費助成事業
不妊検査費用を一部助成

★万葉すくすく子育てサポート事業 0歳から18歳の誕生日に達した年度末までの医療費を助成

●不妊治療費助成事業
不妊治療費用を一部助成

●新生児聴覚検査
聴覚検査に係る費用を助成

●初回産科受診費用助成
非課税世帯の初回受診費用を一部助成

●未熟児養育医療
養育に必要な医療費用を給付

●新生児訪問
保健師が訪問し発育確認や子育ての相談に対応



●産後ケア事業
産院、助産院等での育児サポート費用を助成

●乳幼児健診
お子さんの健康状況や発育、発達を確認

●おたふくかぜ予防接種費用補助
1歳から3歳までのワクチン接種費用を一部助成

★インフルエンザ予防接種費用助成 6か月から18歳までのワクチン接種費用を一部助成

●妊婦のための支援給付
妊娠届時に妊婦1人あたり50,000円、妊娠している子どもの数1人あたり50,000円を支給

★万葉のびのび子育て支援事業（出生祝金）
出生届時に祝金50,000円を支給
（子育て支援券）
タクシー乗車、紙おむつ・育児用ミルク購入・一時預かり事業に使用できる支援券50,000円分を交付

★認定こども園等
保護者負担軽減補助
村内保育施設の給食費、通園費、教材費等を補助

★万葉のびのび子育て支援事業（入学祝金）
小学校・中学校・高校等入学時に子ども一人あたり祝金30,000円を支給

★万葉ばくばく子育て給食支援事業
村立小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費を全額免除

★おおひらむら若者世帯定住促進補助
村に定住する若者世帯の新築・中古住宅取得費用を補助

★葉酸サプリメント配付事業
妊婦や妊娠を希望する方に葉酸サプリメント1年分を配付

★村外保育施設等給食費補助
村外保育施設の満3歳児から5歳児の給食費を一部補助

★学校給食費補助金
村立小中学校以外に就学する児童生徒の学校給食費を補助

★おおひらむら三世帯同居促進補助
新たな三世帯同居のための住宅取得、既存住宅増改築費用補助

●一時預かり事業
未就園のお子さんを村内保育所等で一時的に保育

●病児・病後児保育事業
病気やけがで集団生活が困難なお子さんを施設で保育

★チャイルドシート貸出事業
村在住のお子さんの保護者や里帰り時利用の方に、チャイルドシートを貸出



詳しくは、村ホームページ「子育て」ページ「子育てガイド」をご覧ください。



子育て支援・相談

健診・医療等

助成・補助





目次



1 妊娠まで

葉酸サプリメント配付事業	1
みやぎ結婚応援パスポート	1
不妊・不育相談	2
不妊検査費助成事業	2
不妊治療費助成事業	2

2 妊娠してから

母子健康手帳交付・妊婦健康相談 （妊娠届出時）	3
子育て世代包括支援センター事業	
妊産婦等包括支援事業	3
出産施設Webサイト「出産なび」	3
初回産科受診費用助成	4
妊婦のための支援給付事業	4
おおひらにこにこ子育て応援事業 （母子手帳アプリ）	4
妊婦一般健康診査	5
妊婦健康相談（妊娠8か月頃）	5
里帰り出産	5

3 赤ちゃんが生まれたら

出生届	6
児童手当	6
万葉すくすく子育てサポート事業 （医療費助成）	7
万葉のびのび子育て支援事業 （出生祝金・子育て支援券）	7
チャイルドシート貸出事業	7
産婦健康診査	8
新生児聴覚検査	8
未熟児養育医療	8
産後ケア事業	8
新生児訪問	9
みやぎ子育て支援パスポート	9

4 乳幼児期

こんにちは赤ちゃん訪問 （乳児家庭全戸訪問）	11
ファーストブック事業	11
セカンドブック事業	11
図書貸出	11
乳幼児健康診査	12

後期離乳食教室	13
幼児歯科健診	13
予防接種	14
子育て何でも相談	15
幼児ことばの相談	15
心理相談・カウンセラー相談	15
地域子育て支援拠点事業 （おひさまくらぶ）	16
子育てふれあい広場	16
ベビーのゆったりタイム	16

5 保育・幼児教育

保育所等の申し込み	17
保育施設	17
認定こども園等保護者負担軽減補助	18
幼児教育・保育無償化	18
村外保育施設等給食費補助	18
一時預かり事業	19
病児・病後児保育事業	19

6 学校

万葉のびのび子育て支援事業 （入学祝金）	20
万葉ぱくぱく子育て給食支援事業 （給食費助成）	20
学校給食費補助金	20
児童館	21
家庭教育支援事業	21
子どもの居場所づくり事業	21

7 手当・相談支援

児童扶養手当	22
特別児童扶養手当	22
障害児福祉手当	23
療育手帳	23
児童発達支援	23
障害児通所サービス支援 （放課後等デイサービス）	23
自立支援医療（育成医療）	24
母子・父子家庭医療費助成	24
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	24
おおひらむら若者世帯定住促進補助	25
おおひらむら三世帯同居促進補助	25
子ども家庭総合支援拠点事業	26
子育てに悩みを感じたら	26
関係機関一覧	27

1 妊娠まで

葉酸サプリメント配付事業

赤ちゃんの健やかな成長と女性の健康づくりのために、葉酸サプリメントを配付します。

対 象 者	①村の窓口婚姻届を提出した 18 歳から 43 歳までの女性 ②妊娠を希望する 18 歳から 43 歳までの女性 ③村の窓口妊娠届出書を提出し、母子健康手帳の交付を受けた方
配 付 場 所	福祉センター
日 時	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：30～17：15
内 容	対象となる方に葉酸サプリメント 5 本（1 年分）を配付します。 ※対象者①②は 1 回限り、③は妊娠 1 回につき 1 回限り
申請・問い合わせ先	健康福祉課 電話 022-345-0253

みやぎ結婚応援パスポート

宮城県内の婚約中のカップルや新婚世帯を社会全体で応援するために、協賛した企業・店舗からご提供いただいた各種割引や、優待サービス、外出サポートなどのサービスを受けられるパスポートです。

利 用 要 件	宮城県在住で、婚約中のカップル及び結婚してから 2 年以内の夫婦 （有効期限は、入籍日もしくは結婚式後から 2 年間）
取 得 方 法	スマートフォン等で「QRコード」からアクセスしてください。 パソコンからも「みやぎ結婚応援・子育て支援パスポート」で検索し、ホームページにアクセスできます。 
問 い 合 わ せ 先	宮城県保健福祉部 子育て社会推進課 電話 022-211-2528

不妊・不育相談

不妊・不育専門相談センターで、不妊や不育に悩む方の相談を行っています。

相 談 機 関	宮城県不妊・不育専門相談センター 電話022-728-5225
相 談 日 時	毎週水曜日 9:00~10:00 毎週木曜日 15:00~17:00 (年末年始、祝祭日を除く)
相 談 方 法	電話相談(1回30分程度) 専門の相談員(認定看護師等)が相談に応じます。 面談相談(1回30分程度) 電話相談のうえ面談相談を予約 場所 東北大学病院内
問い合わせ先	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課 電話022-211-2633

不妊検査費助成事業

不妊を心配するご夫婦が不妊検査を受けた場合に、費用の一部を助成します。

対 象 者	下記の①~④ <u>全て</u> に該当する方 ①法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ②検査開始日(※)の妻の年齢が43歳未満 ③夫婦ともに検査を受けていること ④申請日時点で大衡村内に住所を有すること(夫婦のどちらかでも可) <u>※「検査開始日」…夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日を基準とします。</u>
助成対象となる 検 査 ・ 治 療	<u>医師が必要と認める不妊検査</u> で、検査の開始日から原則1年以内に受けたもの ※夫婦が別々の医療機関を受診した場合も対象です。
助成回数・額	夫婦1組につき1子ごと1回限り 上限30,000円
申請・問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

不妊治療費助成事業

子どもを望むご夫婦が不妊治療を受けた場合に、費用の一部を助成します。

対 象 者	下記の①~③ <u>全て</u> に該当する方 ①法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ②治療開始日の妻の年齢が43歳未満 ③申請日時点で大衡村内に住所を有すること(夫婦のどちらかでも可)
助成対象となる 検 査 ・ 治 療	先進医療の実施機関として厚生労働大臣から承認を受けている医療機関において、 <u>保険診療と組み合わせて実施された先進医療</u>
助成回数・額	初回治療開始時の妻の年齢が 40歳未満⇒6回 40歳以上⇒3回 1回あたり上限50,000円 ※保険診療に準じるもの ※「1回」とは、採卵から移植までを「1回」とカウントします。
申請・問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

2 妊娠してから

母子健康手帳交付・妊婦健康相談（妊娠届出時）

産婦人科や助産院で妊娠を確認した方は、母子健康手帳を交付しますので「妊娠届」を提出しましょう。母子健康手帳は、妊娠中の経過だけでなくお子さんの成長の大切な記録となります。

交 付 場 所	福祉センター
交 付 日	概ね第1・3金曜日 ※交付日に都合がつかない場合は、事前に健康福祉課にご相談ください。
受 付 時 間	13:00～13:15（所要時間：1時間程度）
内 容	- 母子健康手帳、母子健康手帳別冊の交付及び葉酸サプリメント配付 ※別冊に綴られているもの ① 出生連絡票（ハガキ） ② 妊婦健康診査受診票 ③ 産婦健康診査受診票 ④ 新生児聴覚検査受診票 ⑤ 乳児一般健康診査票 - 妊娠中の生活・食生活についてのお話 - 妊婦のための支援給付の申請受付 - 個別相談等
持 ち 物	☐ 妊娠届（原本） ☐ 身分を証明できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等） ☐ 振込口座番号が分かるもの（通帳の写し等）
問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

子育て世代包括支援センター事業・妊産婦等包括支援事業

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、大衡村子育て世代包括支援センターを設置しています。

設 置 場 所	福祉センター
開 設 日 時	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15
内 容	保健師等が妊娠、出産及び子育てに関する各種の相談に応じ、情報提供や助言、必要に応じた関係機関との連携等、総合的な支援を行います。
問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

出産施設情報 Web サイト「出産なび」

妊婦の方々が、費用やサービスを踏まえて適切に出産施設を選択できるように、全国の出産施設に関する情報の提供を行う厚生労働省が開設・運営する Web サイトです。

閲 覧 方 法	https://www.mhlw.go.jp/stf/birth-navi/ お使いのスマートフォンで、『出産なび』と検索するか、QRコードを読み込んでご覧ください。	
---------	---	---

初回産科受診費用助成

非課税世帯の女性の妊娠に関する経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、早期に母体及び胎児の健康保持を図るため、妊娠判定に係る受診費用の一部を助成します。

助 成 要 件	次の全てに該当する方 (1) 妊娠判定のために産科医療機関を受診し、妊娠したことが判明した方 (2) 市町村民税が非課税、またはこれと同等の所得水準の世帯の方 (3) 対象となる方の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、次のことに同意いただける方 ・課税状況を確認するため、対象世帯の課税状況を確認すること ・医療機関と村が、必要に応じて対象となる方に対する支援に必要な情報を共有すること
内 容 ・ 助 成 額	妊娠判定に係る診察、尿検査及び超音波検査に要した額で、当該妊娠において対象者が初めて医療機関を受診した際に実施したもの 上限10,000円
申請・問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

妊婦のための支援給付事業

妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施するため、妊婦のための支援給付を支給します。

対 象 者	大衡村在住の妊婦	
交 付 額	1 回目 妊婦1人あたり50,000円	2 回目 妊娠している子どもの人数 ×50,000円
申 請 方 法	母子健康健康交付時に申請書をお渡ししますので、記入しその場で提出いただくか、健康福祉課に提出してください。	出生届時、または妊娠8か月児のアンケート聞き取り時にご案内します。
持 ち 物	☐ 妊娠届（原本） ☐ 身分を証明できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等） ☐ 振込口座番号が分かるもの（通帳の写し等）	
申請・問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253	

おおひらにこにこ子育て応援事業（母子手帳アプリ）

妊娠中の記録・乳幼児健診等の子どもの成長記録や、予防接種のスケジュール管理が簡単にでき、妊娠・子育て等に関する情報が得られる、スマートフォン向け子育て支援アプリです。

登 録 方 法	お使いのスマートフォンで、『母子モ（ボシモ）』と検索するか、QRコードを読み込み、アプリをダウンロードしてください。	
問 い 合 わ せ 先	健康福祉課 電話022-345-0253	

妊婦一般健康診査

妊娠期を健康に過ごし、元気なお子さんを出産するために、健康診査を受けましょう。
妊婦一般健康診査のうち14回分の費用を助成します。（多胎児を妊娠の場合は、6回分追加）

実 施 機 関	宮城県内の指定医療機関等
助 成 額	各受診票の右上部に記載（健診の回数ごとに異なります。） ※上限額を超えた額は、自己負担
医療機関等への 持 ち 物	☐ 妊婦健康診査受診票（助成券） ※「母子健康手帳別冊」の中に綴られています。 ☐ 母子健康手帳

妊婦健康相談（妊娠8か月頃）

安心して出産・子育てができるよう、すべての妊婦に保健師が電話をし、体調の確認や妊娠・出産に関する様々な相談に応じます。

対 象 者	妊娠8か月頃の妊婦
内 容	体調の確認、出産準備についてのお話等 ※希望者や保健師が必要と感じた方は、後日面談を行います。
問 い 合 わ せ 先	健康福祉課 電話022-345-0253

里帰り出産

里帰り等により、宮城県外の医療機関等（助産院を含む）で健診を受ける場合は、事前に健診専用の受診票の交付を受け、受診後に費用を払い戻す制度があります。

宮城県外の医療機関等で受診を希望する場合は、事前にその医療機関等に『大衡村の受診票を使用しての受診が可能か』を確認してから、村に専用受診券の申請をしてください。

内 容	次の健診のうち、里帰り先で受診を希望するものについて、専用の受診票を交付します。 ・妊婦一般健康診査 ・産婦健康診査 ・新生児聴覚検査
持 ち 物	☐ 未使用の受診票（助成券） ☐ 母子健康手帳
申請・問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

3 赤ちゃんが生まれたら

出生届

お子さんが生まれたら、生まれた日を含め14日以内に届出をしましょう。

届 出 先	父・母の本籍地または住所地、もしくはお子さんが生まれた場所のいずれかの市区町村
届 出 人	父または母（第一順位） ※父または母が届出できない場合は、同居者、出産に立ち会った医師または助産師、その他の法定代理人が届出人となります。
持 ち 物	☐ 出生証明書 ☐ 出生連絡票（ハガキ） ※「母子健康手帳別冊」の中に綴られています。 ☐ 母子健康手帳
問い合わせ先	住民生活課 電話022-341-8512

児童手当

子どもを養育する家庭の生活の安定とお子さんの健やかな成長に役立てるために支給するものです。

支 給 対 象 者	高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方
支 給 内 容	年6回（偶数月） ※2ヶ月分の手当を支給します。 ・3歳未満 : 第1子、第2子 15,000円／月額 第3子以降 30,000円／月額 ・3歳以上高校生年代 : 第1子、第2子 10,000円／月額 第3子以降 30,000円／月額 ※原則、申請した翌月分から支給となります。ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。
持 ち 物	☐ 受給される方（お父さんまたはお母さん）の健康保険証 ☐ マイナンバーカード※ない場合は個人番号のわかるもの ☐ 振込口座番号が分かるもの（通帳の写し等） ※公金受取口座利用希望の場合は不要
申請・問い合わせ先	住民生活課 電話022-341-8512

※国の制度改正により変更になる場合があります。

万葉すくすく子育てサポート事業（医療費助成）

お子さんの健やかな成長を願い、安心していつでも診療が受けられるように医療費を助成しています。

対 象 児	・大衡村在住で、出生から18歳に達した年度の末日（高等学校修了）までのお子さん ・保護者が大衡村にお住まいの方で、他の市町村における地方単独医療費助成制度対象とならない方（所得制限はありません。） ※生活保護世帯は対象となりません。
支 給 内 容	現物給付（窓口での負担なし） ※保険診療外の費用は支給対象外となります。 ※県外での受診については、償還払いになりますので、医療機関窓口で自己負担分をお支払いいただき、助成申請書の提出により全額助成します。
持 ち 物	☐ お子さんの健康保険証 ☐ 印鑑 ☐ マイナンバーカード※ない場合は個人番号のわかるもの ☐ 振込口座番号が分かるもの（通帳の写し等）
申請・問い合わせ先	住民生活課 電話022-341-8512

万葉のびのび子育て支援事業（出生祝金・子育て支援券）

お子さんの出生を祝い、子育て家庭の負担軽減を軽減するために、『出生祝金』の支給と『万葉のびのび子育て支援券』の交付を行っています。子育て支援券は、指定された事業者においてタクシー乗車、紙おむつ・育児用ミルク購入・一時預かり事業に使用することができます。

対 象 者	出生日に村内に住所を有する子の保護者
支 給 ・ 交 付 額	出生祝金：お子さん1人あたり50,000円 子育て支援券：お子さん1人あたり50,000円分
持 ち 物	☐ 振込口座番号が分かるもの（通帳の写し等）
申請・問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

チャイルドシート貸出事業

大衡村在住のお子さんの保護者を対象に、チャイルドシートを貸し出しています。大衡村に里帰りする際の短期間の利用も可能です。

対 象 者	大衡村在住の6歳未満の子どもの保護者 村内に里帰り等で滞在する6歳未満の子どもの保護者、又は里帰り先の親族
貸 出 台 数	乳幼児1人あたり1台
シートの種類	・乳幼児用（新生児～4歳未満） ・学童用（4歳～6歳未満）
貸 出 期 間	1年以内（更新あり）※里帰り等で利用の場合は滞在している期間
料 金	無料（貸出期間の管理、返却時の清掃費用は自己負担）
申請・問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

産婦健康診査

出産後間もない産婦の健康の保持増進と異常の早期発見のため健康診査を受けましょう。
健康診査にかかる費用を助成します。

実 施 機 関	宮城県内の指定医療機関
対 象 者	村内に住所を有する産後2週間、産後1か月等の産婦
助 成 内 容	指定医療機関で受診した産婦健診2回の費用 (上限5,000円を超えた分は自己負担)
持 ち 物	産婦健康診査受診票 ※「母子健康手帳別冊」の中に綴られています。
問 い 合 わ せ 先	健康福祉課 電話022-345-0253

新生児聴覚検査

新生児の聴覚障害を早期に発見し適切な療育につなげることで、音声言語障害等への影響を最小限に抑えることを目的とし、新生児聴覚検査に係る費用を助成します。

対 象 児	村内に住所を有する方が出産した子、又は村内に住所を有する子で生後3か月以内の子
助 成 内 容	初回検査8,000円、確認検査8,000円上限
持 ち 物	新生児聴覚検査受診票 ※「母子健康手帳別冊」の中に綴られています。
問 い 合 わ せ 先	健康福祉課 電話022-345-0253

未熟児養育医療

医療を必要とする未熟児に対して、すみやかに養育に必要な医療の給付を受けられるようにする国の制度です。

対 象 児	村内に住所を有し、指定医療機関の医師の判断により入院養育の必要な1歳未満の未熟児（出生時体重2,000g以下、また、出生時体重2,000g以上でも養育医療給付に該当する諸症状がある場合）
支 給 内 容	指定医療機関に入院中の保険適用診療の費用と食事療養費 ※一部自己負担は、万葉すくすく子育てサポート事業で助成します。
問 い 合 わ せ 先	健康福祉課 電話022-345-0253

産後ケア事業

産後のお母さんが十分に休養し、安心して子育てができるよう、助産院等での育児サポートが受けられる産後ケア事業を実施しています。

実 施 機 関	指定の医療機関・助産施設
対 象 者	出産後12か月未満の産婦とその乳児で、以下に該当する方 ・産後の疲労や育児不安などで産後ケアを必要とする方 ・医療行為を必要としない方
利 用 料	宿泊型：1日あたり3,000円 通所型：6時間1,800円、3時間1,000円、2時間700円 訪問型：4時間1,500円、3時間1,200円、2時間1,000円 ※産婦1人あたり7日間を上限（多胎児は10日） ※非課税世帯・生活保護世帯は利用料免除
申請・問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

新生児訪問

お子さんのいるすべての家庭に保健師や助産師が訪問し、発育の確認や育児の様々な相談に応じます。

実 施 場 所	自宅
内 容	お子さんの発育確認、お母さんの体調確認、今後の健診のお知らせ、予防接種手帳の交付等
日 時	希望の日時を、電話で伺います。
準 備 物	☐ 母子健康手帳
問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

みやぎ子育て支援パスポート

子育て家庭を社会全体で応援するため、協賛した企業・店舗からご提供いただいた各種割引や、優待サービス、外出サポート等のサービスを受けられるパスポートです。

対 象 者	宮城県在住で、18歳以下の子どもがいる家庭、もしくは妊娠中の方がいる家庭
申 請 方 法	スマートフォン等で「QRコード」からアクセスしてください。 パソコンからも「みやぎ結婚応援・子育て支援パスポート」で検索し、ホームページにアクセスできます。 
問い合わせ先	宮城県保健福祉部 子育て社会推進課 電話 022-211-2528

4 乳幼児期

0 歳

生まれたばかりのお子さんは、お母さんのお腹から離れ新しい環境に慣れることに精一杯のため、昼と夜の区別もありません。

3～4か月頃になると表情が豊かになり、声をたてて笑うこともあります。

5～7か月頃には手を叩いたり、相手を見て笑いかけたりと喜んで遊ぶ一方で、人見知りが始まるお子さんもいます。

8か月を過ぎると、好き嫌いの感情も豊かになり、お座り、ずりばい、ハイハイをするようになります。



1 歳

1歳になると、体重は生まれた頃の約3倍、身長は約1.5倍になります。

また、歩き出したり、話し始めたりする時期であり、体も心も成長していきます。言葉は“聞いて覚える”ものなので、たくさん話しかけ、お子さんとの会話を楽しみましょう。

生活リズム（早寝早起き・食事時間・歯みがき）を整えましょう。



2 歳

2歳になると、スプーンを使って自分で食べたり、大人の身振りの真似をしたり、「わんわんきた」「まんまちょうだい」等の二語文が話せるようになります。

2歳は、第一反抗期とも呼ばれ、自己主張が激しくなり、「やりたいけどできない→泣く→怒る」を繰り返します。自分からしようとする気持ちはとても大切ですので、一人でできたときはほめてあげましょう。



3 歳

3歳になると、感じたことを話せるようになり、かんしゃくが減ります。言葉をたくさん覚える時期なので、「きれいだね」「楽しいね」等お子さんの気持ちを口に出して言ってみましょう。

また、“友達といることが楽しい”“友達と同じことがしたい”という気持ちが高まるので、お友達と遊ぶ機会を作ってあげましょう。



こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）

地域の中で安心して子育てができるよう、各地区の保健活動推進員が「こんにちは赤ちゃん訪問」を行っています。

対 象 児	生後4か月未満のお子さん
実 施 場 所	自宅
内 容	お子さんとお母さんの体調確認、パンフレット・絵本配付 ※事前に、保健活動推進員より日程調整のため電話連絡をします。
問 い 合 わ せ 先	健康福祉課 電話022-345-0253

ファーストブック事業

絵本の読み聞かせを通して、親子のコミュニケーションやスキンシップの大切さを伝えるため、こんにちは赤ちゃん訪問に合わせてアドバイスブックレット絵本等をお届けします。

実 施 場 所	自宅
内 容	こんにちは赤ちゃん訪問時に、各地区の保健活動推進員がアドバイスブックレット絵本等をお届けします。
問 い 合 わ せ 先	公民館 電話022-345-2197

セカンドブック事業

3歳児に絵本をプレゼントします。

実 施 場 所	多目的施設図書室
内 容	3歳児健康診査時に、絵本の引換券をお渡しします。多目的施設図書室で、絵本と引き換えてください。
問 い 合 わ せ 先	公民館 電話022-345-2197

図書貸出

多目的施設図書室で、本の貸出を行っています。

実 施 日	月～金曜日（祝祭日・年末年始除く） 9:00～17:00
内 容	1人5冊以内、2週間まで無料で図書の貸出をしています。
問 い 合 わ せ 先	多目的施設図書室 電話022-347-3381 公民館 電話022-345-2197

乳幼児健康診査

お子さんの発育や発達を確認するために、必ず健診を受けましょう。

2 か月児健康診査（個別健診）

対 象 児	生後2か月のお子さん
実 施 場 所	宮城県内の指定医療機関
持 ち 物	☐ 乳児一般健康診査票（2 か月児：緑色） ※「母子健康手帳別冊」の中に綴られています。 ☐ 母子健康手帳 ※その他、詳細は医療機関にお問い合わせください。

4～5か月児健康診査（集団健診）

対 象 児	生後4～5か月のお子さん
実 施 場 所	福祉センター 電話022-345-0253
内 容	身体計測・問診・内科健診・離乳食のお話等
持 ち 物	☐ 母子健康手帳 ☐ 問診票 ※新生児訪問時に問診票を配付します。 ☐ バスタオル

8～9か月児健康診査（個別健診）

対 象 児	生後8～9か月のお子さん
実 施 場 所	宮城県内の指定医療機関
持 ち 物	☐ 乳児一般健康診査票（8～9か月児：黄色） ※「母子健康手帳別冊」の中に綴られています。 ☐ 母子健康手帳 ※その他、詳細は医療機関にお問い合わせください。

1歳6か月児健康診査（集団健診）

対 象 児	1歳6か月～1歳9か月のお子さん
実 施 場 所	福祉センター 電話022-345-0253
内 容	身体計測・問診・内科健診・歯科健診・歯科相談・生活栄養相談・心理相談等
持 ち 物	☐ 母子健康手帳 ☐ 問診票 ☐ 食事記録 ☐ バスタオル

3歳児健康診査（集団健診）

対 象 児	3歳6か月～3歳9か月のお子さん
実 施 場 所	福祉センター 電話022-345-0253
内 容	身体計測・尿検査・問診・内科健診・歯科健診・歯科相談・聴力検査 屈折検査（眼科）・生活栄養相談・心理相談等
持 ち 物	☐ 母子健康手帳 ☐ 問診票 ☐ 食事記録 ☐ 「きこえかたとことば」の調査票 ☐ バスタオル ☐ 尿

後期離乳食教室

成長段階に応じた離乳食の進め方や食事リズムの作り方、歯みがきの方法についての教室です。

対 象 児	生後8～10か月のお子さん
実 施 場 所	福祉センター 電話022-345-0253
内 容	身体計測・離乳食・歯磨き等のお話
持 ち 物	☐ 母子健康手帳 ☐ バスタオル

幼児歯科健診

お子さんの歯と口の健康を守るため、歯科健診を行っています。

対 象	1歳～1歳3か月のお子さん 2歳～2歳3か月のお子さん 2歳6か月～2歳9か月のお子さん 3歳～3歳3か月のお子さん	
実 施 場 所	福祉センター 電話022-345-0253	
内 容	歯科健診・歯科相談等	
持 ち 物	☐ 母子健康手帳 ☐ 問診票 ※2歳6か月～2歳9か月のお子さんのみ ☐ 歯ブラシ・コップ（歯科相談を利用される場合に使用します。） ☐ バスタオル	

予防接種

お母さんからもらった免疫は、生後3か月を過ぎると徐々に失われていきます。さまざまな感染症からお子さんを守るため、かかりつけ医と相談のうえ、計画的に接種しましょう。

実施場所	宮城県内の指定医療機関
持ち物	☐ 予診票・予防接種券 予防接種手帳に予診票と接種券（助成券）が綴られています。 就学後の接種については、予診票を郵送します。 ☐ 母子健康手帳
問い合わせ先	接種予定の医療機関 健康福祉課 電話022-345-0253

定期予防接種：予防接種法により定められた予防接種で、国が積極的に接種を勧めているものです。原則無料で受けられます。

種 類		接種回数	助成対象者
小児肺炎球菌	不活化ワクチン	4回	生後2か月～5歳未満
B型肝炎	不活化ワクチン	3回	1歳未満
ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ（インフルエンザ菌b型）	不活化ワクチン	4回	生後2か月～7歳6か月未満
ジフテリア・破傷風	不活化ワクチン	1回	11歳～13歳未満
BCG	生ワクチン	1回	1歳未満
麻しん・風しん	生ワクチン	2回	1歳～2歳未満 5歳～7歳未満
水痘	生ワクチン	2回	1歳～3歳未満
日本脳炎	不活化ワクチン	4回	生後6か月～7歳6か月未満 9歳～13歳未満
ヒトパピローマウイルス（HPV）	不活化ワクチン	3回	12歳～16歳となる年度の末日までの女子
ロタウイルス（1価）	生ワクチン	2回	生後6～24週未満
ロタウイルス（5価）	生ワクチン	3回	生後6～32週未満

任意予防接種：希望者が受ける予防接種です。村では、費用の一部を助成します。

種 類		接種回数	助成対象者	自己負担額
インフルエンザ	不活化ワクチン	6か月～13歳未満：2回接種、 13歳以上：1回接種	6か月～高校3年生	2,000円 （1回あたり）
おたふくかぜ	生ワクチン	1回	1歳～3歳まで	4,000円

予防接種の接種間隔

注射生ワクチン⇒27日以上おく⇒注射生ワクチン

注射生ワクチン⇒制限なし⇒経口生ワクチン・不活化ワクチン

経口生ワクチン・不活化ワクチン⇒制限なし⇒注射生ワクチン・経口生ワクチン・不活化ワクチン



子育て何でも相談

保健師・栄養士による子育てに関する相談を受け付けています。

実施場所	福祉センター（概ね月末の水曜日のみ、おおひら万葉こども園）
相談日時	金曜日・概ね月末の水曜日 9:30～11:30 ※個別に対応しますので、「母子モ」でご予約ください。
内容	保健師・栄養士による個別相談 身長・体重等の計測
持ち物	☐ 母子健康手帳
申込・問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

幼児ことばの相談

就学前のお子さんの「ことば」に関する相談を行っています。発音がはっきりしない、発音しにくいことばがある、ことばの発達が遅いなど、お子さんの発音について心配なことがありましたらご相談ください。

実施場所	福祉センター
相談日時	概ね水曜日 13:30～16:30（相談時間 30 分程度） ※個別に対応しますので、事前にご連絡ください。
問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

心理相談・カウンセラー相談

子育ての悩みについて、月 1 回臨床心理士による心理相談を実施しています。

実施場所	福祉センター
相談日時	予約制になりますので、日程等はお問い合わせください。
問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253



地域子育て支援拠点事業（おひさまくらぶ）

おおひら万葉こども園の園児と一緒に遊んだり、親子で楽しめる活動を行ったりしています。電話による子育てについての相談も受け付けています。

対 象 者	未就学のお子さんと保護者
場 所	おおひら万葉こども園
実 施 日 時	【自由開放・相談】 月～金曜日（祝日、年末年始、お盆期間を除く） 10:00～11:30 13:30～15:00 【体験活動】 概ね水曜日 10:00～11:30
内 容	週5日（月～金曜日）の自由開放と月数回の体験活動 ※申し込み不要（活動内容によって申し込みが必要となる場合があります。）
問い合わせ先	おおひら万葉こども園 電話022-344-3028

子育てふれあい広場（児童館自由開放）

児童館でお子さんを遊ばせたり、保護者同士でお話したり、自由に過ごすことができます。

対 象 者	未就学のお子さんと保護者
場 所	大衡児童館
実 施 日 時	月～金曜日 10:00～11:30
内 容	児童館を自由開放しています。 季節ごとの制作やイベントも行います。 ※申し込み不要
問い合わせ先	大衡児童館 電話022-345-4626

ベビーマッサージのゆったりタイム

お子さんとゆったり遊んだり、保護者同士でお話を楽しんだりなど、自由に過ごせるように開放しています。

対 象	おおむね1歳未満のお子さんと保護者
場 所	福祉センター
実 施 日 時	毎月第3金曜日（祝日の場合は翌週の金曜日） 10:00～11:30
内 容	ねんねやハイハイ、よちよち歩き頃の赤ちゃんと保護者が、ゆったりと過ごせるように、和室を開放しています。 子育て経験のあるボランティアの方に、子育てについて相談したりお子さんの体重を測定したりできます。※申し込み不要
持 ち 物	□ バスタオル
問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

5 保育・幼児教育

保育所等の申し込み

認定こども園や認可保育所を利用するには、利用の認定を受けるための申請が必要です。各施設の見学は随時受け付けていますので、施設に直接お問い合わせください。

申 請 期 限	利用開始日の前月10日（休日の場合は翌日）まで ※次年度当初入園は、広報10月号と村ホームページでご案内します。
申 請 書 類	健康福祉課で配布、または村ホームページからダウンロードできます。
申請・問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

保育施設

幼保連携型認定こども園

施 設 名	おおひら万葉こども園（社会福祉法人 三矢会）
所 在 地・電 話	大衡村ときわ台15番地 電話022-344-3028
利 用 定 員	125名（教育認定：15名、保育認定：110名）
対 象 児	教育認定：満3歳以上就学前の児童 保育認定：生後6か月以上就学前の児童
開 所 時 間	月～金曜日 7:15～19:15 土曜日 7:15～18:15
認 定 時 間	教育認定（教育標準時間）月～金曜日 9:00～14:00 保育認定（保育標準時間）月～土曜日 7:15～18:15 保育認定（保育短時間）月～土曜日 8:30～16:30
時 間 外 保 育	認定時間を超えた時間の保育を利用する場合は、園に申請が必要です。 月額：1時間利用毎2,000円
預 かり 保 育	教育認定で教育時間終了後や長期休業期間中に保育を希望する方 保育時間 8:30～17:30 ※土曜日は利用できません。 日額：教育時間終了後700円 長期休業期間中1,200円

認可保育所

施 設 名	ききょう平保育園（株式会社 オガワ企画）
所 在 地・電 話	大衡村桔梗平1番地 電話022-797-8370
利 用 定 員	30名
対 象 児	生後6か月以上就学前の児童
開 所 時 間	月～金曜日 7:15～19:15 土曜日 7:15～18:15
認 定 時 間	保育認定（保育標準時間）月～土曜日 7:15～18:15 保育認定（保育短時間）月～土曜日 8:30～16:30
時 間 外 保 育	認定時間を超えた時間の保育を利用する場合は、園に申請が必要です。 月額：1時間利用毎2,000円

認定こども園等保護者負担軽減補助

村内保育施設を利用するお子さんの保護者の経済的負担を軽減するため、保育にかかる費用を補助します。

対 象 者	村内保育施設に在籍するお子さんの保護者で、村に住所を有する方
補 助 内 容	教育認定：通園費、施設整備費（入園料）、給食費、教材費 保育認定：給食費、布団リース代（1/3）
申 請	各施設に直接補助していますので、保護者の申請は不要です。
問 い 合 わ せ 先	健康福祉課 電話022-345-0253

幼児教育・保育無償化

幼稚園や、保育の必要性があり認可外保育施設を利用している方が無償化の対象になるためには、村へ申請し、給付認定を受ける必要があります。

申 請 期 限	申請日以降から該当となりますので、入園前に申請してください。
内 容	保育料、預かり保育料（保育の必要性がある方）の無償化 ※通園施設、年齢等により無償化額の上限が異なりますので、詳細については、お問い合わせください。
申 請 書 類	健康福祉課で配布
申請・問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

村外保育施設等給食費補助

村外の保育施設等を利用しているお子さんの給食費を補助します。

対 象 者	村外の保育施設・幼稚園等に在園している満3歳以上の児童の保護者
助 成 内 容	上限月額5,800円、または施設に支払った額
申 請 書 類	該当の方に、村から通知します。
申請・問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

一時預かり事業

用事や短時間の仕事で子どもを預けたい、子どもと少し離れてリフレッシュしたい、子どもに集団生活を経験させたいなど、気軽に一時預かりを利用できます。（利用定員の空き状況により利用できない場合があります。）

対 象 児	村内在住の生後 6 か月以上の未就園児 ※おおひら万葉こども園は 1 歳以上
利 用 施 設	おおひら万葉こども園、ききょう平保育園
利 用 時 間	月～金曜日（祝祭日、年末年始を除く） 8：00～17：30
利 用 料 金	0～2 歳児クラス 1 日利用 2,200 円 半日利用 1,100 円 3～5 歳児クラス 1 日利用 1,200 円 半日利用 700 円 給食、おやつ代 350 円 ※万葉のびのび子育て支援券が利用できます。
問 い 合 わ せ 先	おおひら万葉こども園 電話 022-344-3028 ききょう平保育園 電話 022-797-8370 健康福祉課 電話 022-345-0253

病児・病後児保育事業

病気やけがで集団生活が困難なお子さんを、保護者の就労や疾病、事故、出産、冠婚葬祭などで家庭保育ができない時に、施設でお預かりします。（利用に当たっては、事前登録とかかりつけ医が発行する連絡票が必要です。）

病 児 当面症状の急変は認められないが、回復期には至っていない場合

例）熱など、症状がある病気にかかっている最中

病後児 病気の回復期にある場合

例）熱は下がったが、まだ食欲や元気が戻っていないとき

感染力が強い時期は過ぎたが、もう少し休養が必要なとき

	病児保育	病後児保育
施 設 名	・宮城県済生会こどもケアルーム	・大和町病後児保育室 ・宮城県済生会こどもケアルーム
利 用 日 ・ 時 間	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前 8 時から午後 6 時まで	
対 象 児 童	村内に住所を有する方 こどもケアルーム：生後 6 か月から小学 6 年生までの児童 大和町病後児保育室：1 歳から小学校 6 年生までの児童	
利 用 料	1 人当たり 1 日につき 2,000 円（昼食・おやつは持参） （生活保護世帯は無料）	
問 い 合 わ せ 先	大和町病後児保育室 電話 344-7505 （大和町吉田字北谷地 1 番地の 1 黒川病院駐車場内） こどもケアルーム 電話 351-5120 （富谷市成田 8 丁目 4 番地）	

6 学校

万葉のびのび子育て支援事業（入学祝金）

子育て世帯の経済的支援と定住促進を目的として、小学校・中学校・高等学校等入学祝金を支給します。

対 象 者	小学校・中学校・高等学校等に入学される児童生徒の保護者
支 給 方 法	指定口座に、振込。※申請は不要です。
交 付 額	児童生徒1人あたり小学校、中学校、高等学校等入学時にそれぞれ30,000円
問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

万葉ぱくぱく子育て給食支援事業（給食費助成）

村立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、学校給食費を全額免除します。

対 象 者	村立小中学校に在籍する児童生徒の保護者
助 成 額	学校給食費全額免除
問い合わせ先	学校給食センター 電話022-345-5082

学校給食費補助金

村立小中学校以外に就学する児童生徒の学校給食費を納付する保護者の、経済的な負担軽減を図るため、補助金を交付します。

対 象 者	区域外就学等で村立小中学校以外に就学する児童生徒の保護者 特別支援学校、私立小中学校に就学する児童生徒の保護者
申 請 方 法	該当者に郵送で申請書を送付しますので、当該年度の3月末日までに学校教育課に申請してください。
交 付 額	保護者が当該年度内に納付した学校給食費限度。
問い合わせ先	学校教育課 電話022-341-8517

児童館

遊びを通して子どもたちの健やかな成長を図り、地域の子育て家庭の支援を行う施設です。保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。

施設名	大衡児童館 所在地：大衡村大衡字平林11-3
利用時間	月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く） 土曜日 8:30～17:00 放課後児童登録をしている方は18:30まで
利用方法	17:00までの利用の方⇒『利用登録』を申請 17:00以降も利用する方⇒『利用登録』『放課後児童登録』を申請 申請後に面談で保護者の就労状況等を確認し、放課後児童登録を行います。 ※新入学児童の利用については、入学説明会時（2月頃）に児童館より説明します。
問い合わせ先	大衡児童館 電話022-345-4626 健康福祉課 電話022-345-0253

家庭教育支援事業

親子で参加する様々な取り組みや講座等の学習機会、地域情報等を提供します。また、子育てをサポートする人材の育成を行います。

内容	未就学児及び就学児の保護者を対象とした家庭教育支援講座や親子ふれあい講座等
問い合わせ先	社会教育課 電話022-345-2197

子どもの居場所づくり事業

地域の中で安全に遊べる場として地区集会所などを活用し、地域の大人と子どもが一緒に集い、遊び、学び、ふれあえる場所を提供します。

内容	村内各地区における地域の子どもの居場所づくりを支援
活動内容	創作活動、スポーツ活動、世代間交流、自然体験など
実施主体	子ども会育成会 地域の住民（行政区長、分館長、老人クラブ、婦人会、個人のボランティア等）
助成内容	活動に係る次の経費の一部を助成します。 ①活動に使う消耗品（1地区 1万円上限） ②外部から講師を頼んだときの講師謝礼（1回5,000円上限） ③移動研修を行う際の村有バス運転業務費（1回13,200円）
問い合わせ先	社会教育課 電話022-345-2197

7 手当・相談支援

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活安定と自立促進、お子さんの福祉増進を図るために支給するものです。

対 象 者	対象事由に該当する18歳以下のお子さんを養育している方 例) 父母が婚姻を解消した、未婚の父または母の子である など
支 給 内 容 (令和7年4月~)	年6回(奇数月)※2か月分の手当を支給します。 ・全部支給：お子さん1人 46,690円 お子さん2人以上 1人増えるごとに11,030円加算 ・一部支給：お子さん1人 46,680円~11,010円 お子さん2人以上 1人増えるごとに 11,020円~5,520円加算 ※手当額は、消費者物価指数を基準として毎年4月に改定されます。 ※申請のあった月の翌月から支給の対象となります。
持 ち 物	☐ マイナンバーカード※ない場合は個人番号のわかるもの ☐ 振込口座番号が分かるもの(通帳の写し等) ※公金受取口座利用希望の場合は不要 該当事由により提出書類が異なります。事前にお問い合わせください。
申請・問い合わせ先	住民生活課 電話022-341-8512

特別児童扶養手当

精神または身体に障害を持つお子さんの福祉向上を図るために支給するものです。

対 象 者	20歳未満で精神または身体に障害を有するお子さんを、家庭で養育している方
支 給 内 容 (令和7年4月~)	年3回(4月・8月・11月) ・1級程度：1人につき月額56,800円 ・2級程度：1人につき月額37,830円 ※手当額は、消費者物価指数を基準として毎年4月に改定されます。 ※障害の程度(等級)は、申請時及び更新時に診断書を提出していただき、医師が判断します。
持 ち 物	☐ マイナンバーカード※ない場合は個人番号のわかるもの ☐ 振込口座番号が分かるもの(通帳の写し等) ※公金受取口座利用希望の場合は不要 該当事由により提出書類が異なります。事前にお問い合わせください。
申請・問い合わせ先	住民生活課 電話022-341-8512

障害児福祉手当

重度の障害がある障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として支給される手当です。※支給の該当については、所得制限があります。

対 象 者	精神または身体に障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の方
支 給 内 容 (令和5年4月～)	月額15,220円 原則2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。
申請・問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

療育手帳

知的障害のある方が、一貫した療育・援護・各種制度サービスを受けやすくするために交付される手帳です。

内 容	18歳未満の方は、児童相談所で判定を受け、障害の程度によってA（重度）、B（その他）に区分されます。 利用できる福祉制度やサービスは、障害の程度によって異なります。
申請・問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

児童発達支援

発達の気になるお子さんやそのご家族、支援者の方が、身近な地域で療育を始めとした支援の相談ができます。

対 象 者	発達の気になるお子さんやそのご家族、支援者 ※障害者手帳や障害福祉サービスの受給者証は不要です。
事 業 所 名	こども発達センター あかいしの森 宮城県障害児療育支援事業「あとれ黒川」 【住所】富谷市明石台7丁目2-1 【相談電話】080-9635-4305
問 い 合 わ せ 先	健康福祉課 電話022-345-0253

障害児通所サービス支援（放課後等デイサービス）

心身に障害のある小学生から高校生を対象に、小集団活動、創作活動、レクリエーション等を通して、自立した日常生活を送ることができるように、安心できる居場所や遊び場、仲間づくり、地域交流の機会を提供します。

対 象 者	・身体に障害のある児童 ・知的障害のある児童 ・精神に障害のある児童（発達障害児を含む） ・障害者手帳の有無を問わず、医師等により療育の必要性が認められ他場合
内 容	障害のある就学児童が、学校の授業終了後や長期休業中などに事業所に通い、社会的自立に向けた訓練や社会体験、活動。交流等の支援を行います。
問 い 合 わ せ 先	健康福祉課 電話022-345-0253

自立支援医療（育成医療）

身体に障害がある児童が、その障害を除去・軽減する治療（手術等）によって、確実に治療効果が認められる場合、医療機関で支払う自己負担額の一部に公費（自立支援医療費）を充て、少ない負担で治療を受けることができます。制度を利用するには、あらかじめ申請が必要です。

持 ち 物	☐ 自立支援医療（育成医療）意見書 ※自立支援医療（育成医療）指定医療機関にて作成 ☐ 障害者本人と保護者の健康保険証 ☐ 個人番号（マイナンバー）の分かるもの
申請・問い合わせ先	健康福祉課 電話022-345-0253

母子・父子家庭医療費助成

ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、医療費の一部を助成します。
※助成の該当については所得制限があります。

対 象 者	児童が18歳に達した年度の末日（高等学校修了）までのひとり親家庭の保護者
支 給 内 容	各医療保険制度の自己負担額（療養費などを除く）から下記の額を償還払い ・外来：1か月1つの病院につき1,000円を超えた額 ・入院：1か月1つの病院につき2,000円を超えた額
持 ち 物	☐ 健康保険証 ☐ 印鑑 ☐ 個人番号（マイナンバー）の分かるもの ☐ 振込口座番号が分かるもの（通帳の写し等）
申請・問い合わせ先	住民生活課 電話022-341-8512

母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭の父母等に、子どもの高校や大学の学費、生活費、入学金やご自身の資格取得、引っ越し費用などに必要な資金を貸付するものです。

対 象 者	・配偶者のいない方で、20歳未満の児童を扶養している方 ・寡婦 ・父母のいない児童 ・40歳以上の配偶者のいない女子であって、児童を扶養していない方
支 給 内 容	就学、就学支度、就業・技術取得、生活、転宅等の資金等
申請・問い合わせ先	大衡村社会福祉協議会 電話022-345-6631 仙台保健福祉事務所 電話022-363-5507

おおひらむら若者世帯定住促進補助

定住人口を創出し、賑わいのあるまちづくりを促進することにより、将来的な人口増加を目標として、新築・中古住宅を取得して村に定住する若者世帯に補助を交付します。

対 象 者	村内に定住するために、新築住宅又は中古住宅を取得した方で、次にあげる要件をすべて満たす方 ・新築住宅は土地代を除き1,000万円以上、中古住宅は土地代を除き500万円以上のもの ・大衡村に定住の意思があること ・世帯区分Ⅰ 申請者及びその配偶者の両方が40歳未満の世帯 世帯区分Ⅱ 申請者又はその配偶者のどちらかが40歳未満の世帯 ・納付すべき税金に滞納がないこと ・暴力団等でないこと ・過去に同様の補助金の交付を受けていないこと
補 助 内 容	補助金額 区分により15～50万円 村内建築業者建築加算 50万円 ※令和8年3月31日までの補助制度です。
申請・問い合わせ先	企画財政課 電話022-341-8510

おおひらむら三世代同居促進補助

三世代同居を促進し、世代間でお互い支え合いながら子どもを安心して生み育てられ、高齢者が健康で快適に暮らせるように、新たに三世代同居するために住宅の取得または既存住宅の増改築をする方に、補助金を交付します。

対 象	村内で新たに三世代同居するために、新築住宅取得又は既存住宅の増改築をした世帯で次にあげる要件をすべて満たす方 ・大衡村に定住の意思があること ・対象経費が500万円以上であること ・次のいずれかの条件を満たしている転入者がいること (1) 夫婦ともに40歳未満であること (2) 満18歳以下の子どもの子育てをしている又は出産予定である ・納付すべき税金に滞納がないこと ・暴力団等でないこと ・過去に同様の補助金の交付を受けていないこと
補 助 内 容	対象経費の5% 上限100万円 村内建築業者建築加算 50万円 ※令和8年3月31日までの補助制度です。
申請・問い合わせ先	企画財政課 電話022-341-8510



子ども家庭総合支援拠点事業

子どもの健やかな成長をサポートする場所として、0歳から18歳までの子どもとその家族や妊産婦を対象に、子育てに関する不安や悩みだけでなく、家庭内の問題など様々な相談に対応し、関係機関と連携しながら実情に応じた支援につなげます。

設 置 場 所	福祉センター
問 い 合 わ せ 先	健康福祉課 電話022-345-0253

子育てに悩みを感じたら

子育てに不安や悩みを感じたら、誰かに相談しましょう。誰かに話をしたり、交流したりすると、悩みが軽減されたり、解決の糸口になることがあります。

相談先	電話番号 QRコード	利用時間
健康福祉課	022-345-0253	8:00~17:15 (土日、祝日を除く)
宮城県中央児童相談所 黒川支所	022-341-6985	8:00~17:15 (土日、祝日を除く)
LINE相談「みやぎ子ども・子育て相談」	LINEアプリで読み取ってください 	9:00~20:00 (日、年末年始を除く)





関係機関一覧

	名 称	電話番号	所在地
役場	総務課	022-345-5111	大衡村大衡字平林62
	企画財政課	022-341-8510	
	会計室	022-341-8511	
	住民生活課	022-341-8512	
	税務課	022-341-8513	
	健康福祉課（福祉センター）	022-345-0253	
	産業振興課	022-341-8514	
	都市建設課	022-341-8515	
	都市建設課（上下水道）	022-341-8516	
	学校教育課	022-341-8517	
	社会教育課（公民館）	022-345-2197	
	議会事務局	022-345-6030	
村内	大衡村多目的施設図書室	022-347-3381	大衡村大衡字平林 45-1
	大衡村社会福祉協議会	022-345-6631	大衡村大衡字平林62
	大衡小学校	022-345-2424	大衡村大衡字平林13
	大衡中学校	022-345-2072	大衡村大衡字杵木 145-1
	大衡児童館	022-345-4626	大衡村大衡字平林 11-3
	おおひら万葉こども園	022-344-3028	大衡村ときわ台15
	ききょう平保育園	022-797-8370	大衡村桔梗平1
宮城県	大和警察署	022-345-0101	大和町吉田字北谷地27-1
	大衡駐在所	022-345-2073	大衡村大衡字杵木47-35
	宮城県仙台保健福祉事務所塩釜支所	022-363-5507	塩釜市北浜4丁目8-15
	宮城県中央児童相談所黒川支所	022-341-6985	富谷市ひより台2丁目42-2
相談	宮城県障害児療育支援事業「あとれ黒川」	080-9635-4305	富谷市明石台7丁目2-1
	みやぎこどものきこえ相談センター	050-4560-4728	仙台市太白区八本松2-7-29宮城県立聴覚支援学校内
	法テラスみやぎ	0570-078369	仙台市青葉区一番町3丁目6-1
	子どもの相談ダイヤル	022-784-3568	
	不登校相談ダイヤル	022-784-3567	
	いじめ110番	022-221-7867	
	少年相談電話	022-222-4970	
	こども人権相談	0120-007-110	
	チャイルドラインみやぎ	0120-99-7777	
	宮城県子ども夜間安心コール	#8000 022-212-9390	



大衡村健康福祉課（大衡村福祉センター内）
〒981-3602
宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62
電話022-345-0253



ホームページ



LINE

